

アジア美術館基本計画策定に関する有識者会議設置要綱

(設置目的)

第1条 アジア美術館の基本計画策定に関する検討を行うにあたり、専門的見地から幅広い意見を聴取することを目的として、アジア美術館基本計画策定に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(組織及び委員)

第2条 有識者会議は、座長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員等の任期は、委嘱された日から令和8年3月31日までとする。

(委員等への委嘱事項)

第3条 市長は、次に掲げる事項について、委員等から意見を聴取する。

(1) アジア美術館基本計画策定およびアジア美術館の魅力向上に関すること

(2) その他、市長が必要と認める事項

(会議)

第4条 市長は、委員等から意見聴取を行うため、有識者会議を開催することができる。

2 座長は、委員の中から事務局が推薦し、他の委員の承認により決定する。

3 座長は、有識者会議を主宰し、会議の議事進行を行う。

4 座長がやむを得ず有識者会議に出席できない場合は、座長があらかじめ指名した委員が座長代理として会議の進行にあたる。

(情報公開)

第5条 有識者会議は、原則公開とする。有識者会議が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

2 有識者会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第6条 有識者会議を非公開で行う場合は、委員等及びその他有識者会議に出席した者は、有識者会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務は、経済観光文化局アジア美術館（魅力向上検討担当）において行う。

(規定外の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。